

Title	善光寺本尊と其文書：莊内酒井侯に仕へたる栗田氏傳來の文書
Sub Title	
Author	國分, 剛二(Kokubu, Goji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.1 (1927. 3) ,p.109- 132
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270300-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

善光寺本尊と其文書

——莊内酒井侯に仕へたる栗田氏傳來の文書——

大正十五年七月三日時事新報夕刊に、善光寺開祖善光卿の墓が長野市の郊外に發見されたといふ記事がある。此墳墓が果して善光の墳墓であるか否かは、勿論、發掘して調査しなければ判明しないが、予をして忌憚なく言はしむれば、發掘しないで、善光卿の墳墓なりとし、其儘に置いた方が長野善光寺としては得策であらう。そは發掘調査の結果、佛教渡來以前の古墳であるか、(古墳であるならば)予の説である、善光寺の地は諏訪大明神の子長野水内大明神の土地であつた事が證明出来るのである。(或は鎌倉期以後の墳墓であつたならば、從來の善光寺縁起は根本から覆さるゝからである。尤も善光寺縁起を信用して居る史學者はないであらうが。そは兎

も角、初め甲斐武田氏に仕へ、後ち出羽國莊内藩酒井侯に仕へた、栗田傳右衛門久吉家に眞の善光寺本尊と稱する金銅阿彌陀如來座像(高サ臺座共約五寸位日繪參照)と長野善光寺及び甲府善光寺に關する、武田信玄、武田勝頼、徳川家康、羽柴秀勝、加藤光泰、淺野幸長等の古文書類數通が、秘藏傳來したのである。で此佛像の型からいふと、平安朝末期か、或は鎌倉上期の日本製作で、其當時由緒ある人の持佛であつたらうといふのが、或る實驗者の鑑定である。蓋し予は此説を信じて疑はぬのではないから、異説のある諸賢の高敎を仰ぎたいのである。尙善光寺本尊に就ては、大正十四年六月二十三日、

東京日日新聞（山形版）に山栗田氏は善光寺の小御堂を預つて、甲斐武田氏に屬し、里栗田氏は大御堂を預つて、越後の上杉氏に屬して居つたが、山栗田氏、即ち莊内侯に仕へた栗田氏傳來の佛像は、現今長野善光寺の本尊となり、里栗田氏、即ち上杉氏に仕へた栗田氏へ傳來の佛像は、川中島役の際、越後上杉氏が長野善光寺を占領したから、其時、眞の長野善光寺本尊を、上杉勢が分捕して、其儘上杉氏に傳へ、現今も米澤上杉伯爵家に於て秘藏して居る云々、といふ記事がある。此記事中、現今長野善光寺にあるといふ佛像は、即ち口繪の佛像の事をいふのであるらしいが、實は元から長野善光寺のものではなく、長野善光寺の大本願に、前述の武田、徳川氏等の古文書と共に山栗田氏の子孫といはるゝ、初め武田氏に仕へ、後莊内酒井侯に仕へた栗田氏の子孫、栗田寛矢氏（當主、寛太郎氏北海道室蘭在住）が、數年前、奉納したので

ある。而して現今米澤上杉伯爵家に秘藏の佛像は如何といふに、金銅脇立付の三尊像にして、その外銅鑄の古寶印（印文、本命如來）黄金舍利塔、大五鈷、鐸等にして、善光寺の佛器であるといふ鏤銘があるさうである。（東京日日新聞記事參照）此上杉伯爵家傳來の佛像は如何なる型式であるかは、新聞記事が簡短でもあり、佛像の寫真もないし、勿論、實物は一覽した事もないから、何とも云はれないが、眞に阿彌陀三尊像であるならば、『本命如來』とある銅印文の意味とも異つて居るやうでもあり、また、難波の池から拾ひ上げられた傳説の善光寺如來一尊像とも異つて居るから、善光寺傳來の眞の本尊阿彌陀如來像でないことは、やゝ斷言出来るやうな氣がする。尤も阿彌陀三尊の三體佛は、現在の長野善光寺は勿論、各地の善光寺本尊と稱するものは、皆、此の三尊像型式で、中には鎌倉期の年號銘あるものもある。（造像銘記參照）尙、彼の古

銅印は、米澤上杉伯爵家にあつたのでなく、上杉伯爵家の臣であつた、米澤高梨源五郎氏にあつたのであるともいふ人もある。何れが眞か、予の手元に其の資料がないからどうも云はれないが、古銅寶印實驗者の話には高梨氏の祖先が、越後上杉景勝に屬して川中島役の際、長野善光寺を占領して善光寺にありし古銅寶印を分捕し、其後徳川期に至つても、之を秘藏し、善光寺の眞の本尊なりとて、之を家に祀つて居つたとのことである。尙又、上杉伯爵家秘藏傳來の善光寺本尊と稱する如來像は新聞記事の如く彼の時に分捕つて、秘藏傳來したものかも知れないが、予の考へては、上杉氏に屬した里栗田、即ち、栗田刑部永壽の所持であるかも知れぬと思ふのである。それは、刑部永壽が、關原役の際、徳川氏に内通したといふことで、會津に於て、上杉勢の爲全家皆殺の難に遭つたので、其時まで此刑部永壽が秘藏傳來した如來

像を上杉氏で沒收し、而して上杉氏に其儘秘藏傳來したのではないかとも思はるゝのである。因に莊内地方（山形縣鶴岡市）の善光寺本尊に就ての口碑に曰く「善光寺本尊は白の上に座ねまつて居る」と云つて居る。……此口碑と類似の傳説は、難波の池から拾ひ上げて、善光の家に安置する時、善光の家に是を安置する臺がなかつたから、白を伏せて、其上へ安置したと、……此傳説は、極く簡短ではあるが、口碑にある佛像の臺座の型式と非常によく似て居るではないか。即ち臺座の蓮辨が舊式の『白』の型で其上に阿彌陀如來が座して居るではないか。で予は善光寺の眞の本尊は、どうしても、『白』型の上に安置されて居る佛像でなければならぬと思ふのである。で此狀件にぴたりと符合するのは、莊内酒井侯に仕へた栗田秘藏傳來の此佛像より他に予は未だ聞かないのである。加之、此佛像は單獨に栗田氏にあつたのみで

はなく、以下掲ぐる所の武田、徳川氏等の栗田氏に與へた古文書類數通をも添へられ、併せて傳來したのである。此傳來の理由は後に説く。茲に附言して置くが、長野善光寺に十夜佛と稱する佛像がある。此佛像は元祿五年九月二十三日に柳澤出羽守保明が長野の大勸進と本願寺(大本願のことか)に奉納した佛像で、金佛如來立像(高八寸二分、重量四百八十匁)である。此佛像の外に聖徳太子寶印と稱するものが三顆奉納してある(善光寺研究二 一六頁参照)。此佛像是上杉家に屬した里栗田氏の子孫で、後に水戸徳川氏に仕へたといふ栗田八郎兵衛なるもの、秘藏傳來の善光寺の眞本尊佛阿彌陀如來像であると稱して居るが、果して然るや否やは大に研究すべき佛像である。尤も實物は勿論、寫眞も一覽したことがないから、何とも云はれないが、此佛像を奉納した理由といふ其資料から推測して考へるに此説は甚だ怪しいと思ふ。即ち其當時長野善光寺

には眞の本尊が無いと云ふ風説が流行したものだから、徳川幕府でも捨て、居られず、窮餘の策として柳澤出羽守保明が、右十夜佛を奉納し、其風説を葬つたものらしいのである。又た甲府の善光寺にも燈籠佛と稱する金銅壹寸八分の佛像が秘佛になつて居るとのことである、此燈籠佛は、武田信玄が長野善光寺よりこれを甲府へ移す時、燈籠の中に入れて來たから燈籠佛といふので、眞の善光寺本尊は此佛像であると甲府の善光寺では現今でもいふて居るらしいが、如何なる型であるか、秘佛の爲めに不明なのは洵に殘念である、があまり問題にする程の事はなからうと思ふ。

扱て初め武田氏に仕へ後に莊内酒井侯に仕へた栗田氏傳來の古文書は左の通りである。

(一)武田信玄文書

定

一堂妙堂照四十八度之札書出無退轉可挑佛前之燈

明之事

一於于堂中四十八度之札書於彼札錢經衆中衆配分之事

右如此堅可被申付之趣被仰出者也仍如件

永祿十一年戊辰四月三日(丸龍朱印) ○武田信玄

山縣三郎兵衛尉奉

栗田鶴壽殿

(善光寺研究
一四八參照)

註 鶴壽名は光久(イ淡路守光久)天文二十亥年出生、母不詳、天正九年二月廿八日遠江國高天神城にて戰死行年三十一歳、法號寛慶寺殿靜山義勇居士。妻『福』は甲斐武田氏の臣山縣三郎兵衛昌景の長女にして、永壽を生み、後ち莊内藩主酒井侯の先祖左工門尉忠次の妾となりて松平甚三郎久恒を生む。元和元年卯六月十日靜岡にて死去、此地高月院に葬る。法號晴(イ清)照院雲譽桂覺(イ學)大姉。福の妹某は、同く武田氏の臣横田甚左工門尹松に嫁ぐ。

現在長野善光寺に、堂妙坊といふ名稱はないやうであるが、堂照坊と堂明坊とは大本願の附屬にある。て此文書面から推測すれば、小御堂に屬した、山栗田氏即ち、武田氏臣の栗田氏は大本願系であつたかも知れぬ。尤も大本願と稱するものが、草創當時より長野善光寺にあつたといふ資料はないやうだから、此

善光寺本尊と其文書(國分)

文書のみで、山栗田氏が長野大本願系であると斷言出来ないが此時代小御堂の掛を大本願系であると、——ちと無理のやうではあるが、——予は斯う云ひたいのである。そは山栗田氏が善光寺の奥院とも稱すべき、最も大切の秘佛阿彌陀如來像を安置してある御堂の鍵取であつたであらうといふ、推測が出来るかである。今一步進めて云へば、善光寺の傳説にある創草時代の難波池以來信濃國伊那の座光寺時代を経て、長野の善光寺になつても、善光寺の最も樞要な位置には、此山栗田氏が其職にをつたらうと思ふのである。蓋し栗田氏は、信濃國戸隠山の別當に鎌倉時代からあつたから、或は此栗田と長野善光寺の栗田とは關係あるかも知れぬが、其邊の事は確然とはしない。尙又川中島役時代には山栗田なるものが、信濃國旭山城に居つたと妙法寺記にあるから、此旭山城の栗田が、即ち、栗田鶴壽であつたかも知れぬが、之も確然としない。勿論、里栗田の上杉氏臣、栗田刑部永壽のことは、此時代に甚だ不明である。従つて大御堂は里栗田氏の掛であつたといふやうなことを、余はまだ川中島役時代の古記録中には見ない。乍併、里栗田は大勸進系で大御堂、即ち善光寺の禮拜堂の俗務掛であつたらうといふことは、山栗田の奥院係と相對して想像出来なくはない。然り里栗田が善光寺の前立本尊、即ち阿彌陀三尊像掛であつたらうといふことは、上杉伯爵家に眞に善光寺本尊の三尊像があるならば、肯定出来るやうでもある。(上杉氏臣、里栗田の事は後に説く。)

此文書は長野時代なること勿論である。

(二)武田信玄文書

定

累年被拘來候知行不可異儀候然者爲新地千田市村相渡候 但除飯繩御社領葛山衆兩人當知行此内半分其分家中之族前而奉公之意趣候條可有配當候委曲說與春日彈正忠釣閑齋口上候者也仍如件

元龜元年庚午九月六日

信 玄(花押)

栗田鶴壽殿

註 千田市村は現今の長野市外芹田村。飯繩御社は現今の飯繩神社なるべし。(大日本地名辭書參照)
此文書も長野時代なるべし。

(三)武田勝頼文書

親父鶴壽三ヶ年高天神籠城被竭粉骨之上戰死誠忠信不淺次第候就者被拘來舊領當知行並同心被官聊不可有相違條被相計向後彌可被抽忠節儀可爲肝要者也仍如件

天正九年辛巳五月二十三日

勝 頼(花押)

栗田永壽殿

註 高天神城は遠江國にあつて、甲斐武田氏が織田信長方の徳川家康を防ぎ戰つたが、遂に徳川氏の爲に落城したのである。永壽は鶴壽の子で、母は「福」。松平久恒の異父兄である。永壽名は光寛後ち久量通稱久吉又は孫九郎とも云つたらしい。天正二年甲戌信濃國に生れ、正保三丙戌十二月十一日七十二歳で長野に浪々中、寛慶寺にて死去と莊内侯臣栗田氏家系にはあるが予は正保四年二月三日頃に死去といふ説を採る。それは大勸進よりの通知に二月三日死去の旨があるからである。(回譽文書參照) 法號善趣院殿悅譽寬喜居士。
此文書も長野時代なるべく、恐らく長野時代最後の文書なるべし。

(四)武田勝頼文書

定

一善光寺小御堂坊中并町屋敷等之儀可爲栗田計之上者不可有他綺之事
付但仕置等有相違之儀者可加下知之事

一同町屋敷諸役之儀向後令免許之事

一六月之高柵上町ニ打之者諸法度以下爲栗田計事

一佛前拜趨之僧上下共ニ不可致普請但於無據儀者

爲如來崇敬候之間若輩之人者可相勤之事

一從信州本善光寺集來之僧俗或守罪科人或ハ出罰

錢等之役儀一切停止之事

但有佞人隱置盜賊又者背國法者可行嚴科之事

右條々以法性殿御直判被定書置之上者自今以後も

彌不可有相違者也仍如件

天正九年辛巳七月四日

(花押) ○武田
勝頼

栗田永壽殿

其外善光寺衆

(善光寺研究
一四〇頁參照)

註 法性院とは武田信玄のこと、即ち勝頼の父のことである。

其外善光寺衆とは善光寺の被官即ち堂妙坊堂照坊等のことであらう。

此文書は、長野善光寺が甲斐國甲府に移つて、新に善光寺を建築した時の證據となるべき、最も有力な文書であると予は思ふ

善光寺本尊と其文書(國分)

のである。然るに不思議と云ふべきは、現在の甲府善光寺に、永祿七年七月十六日付の古き棟札貳枚が保存されてあるそうである。尤も予は此棟札はまだ見ないし、又た寫眞も見たことがないから此眞疑は保證しない。だが兎に角、其文句のみを左に掲ぐ。

梵字 擇吉日良辰抽大守晴信公一心深心安置如來

尊像覆載廣

梵字 奉修以大荒亂神不二一如平等祈所也抑□

□□一惠遙運者

梵字 潤而緇素雄他山創草之云々 肆除障得速消滅

造營了本願鏡空

裏面に

波法修事生國羽州宮遍照寺源瑜

六十次歲

淨 雲

永祿七稔^甲 七月十六日大本願 道空 鏡空
道賀 道音

遠州嚴水寺法印源瑜 爲後日書之

表面に

梵字 爰大本願和光同塵獨鑒如來親塗炭方舍心識

一如而天々神々如來新地

梵字 奉修大荒神供怨念呪咀淨而無業雲忽消滅而

修造功速了

梵字 再言誰不信敬矣此以因緣觀有漏道空々寂々

而三界浪九品蓮台各祈所

裏面に

觀進沙門淨雲爲父妻 道空 道賀

善光寺流浪沙門似形沙門心懺愧々々

遠州巖水寺源瑜勤之

大本願鏡空永祿七年甲子七月十六日修之

(善光寺研究
一一六頁參照)

尙茲に述べて置くことは、大本願といふ名稱に就て、武田信玄から大本願に與へた左の如き朱印狀がある。此朱印狀は、何所の所有ともないが、たぶん長野大本願の所有であらう。

武田信玄朱印狀

善光寺金堂材木不足之處於八幡之天神宮可剪

之趣嚴重之御下知仍而如件

戊辰十一月十日(朱印)○永祿十一年カ 跡部大炊介奉之

大本願御房

(善光寺研究
一一八頁參照)

右三つの史料に據つて、或史學者は善光寺は元より甲府にあつたといふ説を立て、居るが、予は此説には不賛成である。それは草創時代の善光寺は兎も角、川中島役時代の眞の善光寺は長野にあつて、天正九年七月に初めて甲府に移つたといふ説であるからである。

因に善光寺が草創時代より長野にあつたといふ説に對しては、予は疑問を存して居る。そは東鑑や相良文書等に信州善光寺といふ意味の文句があつても、明確に長野と記載がないのみならず、長野縣南佐久郡北牧村松原湖畔の諏訪神社境内に左記の如き銘ある古鐘が現存して居るとの事であるからである。尤も新善光寺とはあるが。

奉施入鐘槌一口

右志者爲法界衆生往生安樂也

弘安二己卯八月十五日

大勸進法阿彌陀佛

勸進說法者二人
念阿道空

大旦那源朝臣光長

並諸旦那大井伴長 敬白

信州佐久郡大井莊落合新善光寺

尙、此古鐘の縁に、左の如き銘文がある。

寛元二甲辰七月七日奉鑄移本師阿彌陀如來、同

八月奉鑄移觀音勢至一光三尊……金銅

建長元年己酉十月二日不斷念佛始之、勸進法阿

彌陀佛

(善光寺研究
一五二頁參照)

そこで、また前に戻るが、甲府善光寺の古棟札にある道空と、此古鐘銘にある道空とは、年號が異つて居るから、問題にする譯には行かないやうだが密接の關係あるものと思ふのである。

善光寺本尊と其文書(國分)

此古鐘銘に大勸進といふ銘あるが、元は善光寺を大勸進、大本願といふやうに、二つに區別したものではなかつたであらうと思ふ。で確然と區別さるゝ様になつたのは鎌倉時代で、殊に大本願といふものは淨土宗であるから、淨土宗開宗以後であることは勿論であるが、て元は前に述べた通り奥院を支配して居つたものと、禮拜堂といふべき所を支配して居つたものとの區別位であつたと思ふ。即ち、山栗田氏は奥院の掛で、里栗田氏は禮拜堂の掛であつた事であらう。尙此古鐘名にある道空の名稱から推して、甲府善光寺の古棟札も、元は甲府善光寺の物でなく、落合の新善光寺の物であるかも知れぬと思はるゝのである。さすれば、甲府善光寺の創立は武田勝頼が移した、天正九年七月四日と確定し得るのである。

(五)徳川家康文書

(二七)

一一七

善光寺小御堂坊中并町屋敷佛供田油免其外諸法度之事

右如先規無相違可爲栗田計間不可有他綺者也仍如件

天正十年十一月廿八日

家 康(花押)

栗田永壽殿

(善光寺研究
一四〇頁參照)

此文書を善光寺物語には大本願の所有とあれど、元は莊内侯臣栗田氏所有たることは無論である。尙、此文書を以て、善光寺本尊が甲府より織田信雄等の爲めに、一時遠江國濱松の鴨江寺等に遷座せる節の確證なりといふ説も諸書にあれど、眞の善光寺本尊が、甲府より濱松に移つたといふ傍證のない今日に於て、右の説は單に一説として取扱はるに過ぎないのである。て予は此文書は甲府時代の文書なることを、力説する。

扱て、此文書によつて、眞の善光寺本尊が、甲府に此時もあつたとすれば、他にいふべき事がないやうだが、此年即ち天正十年三月には、武

田氏は織田信長の爲に遂に滅され、従つて此甲府栗田氏にも大變動が起つた。それは信長が武田氏を滅すや甲斐を奪ひ、其臣河尻肥後守秀隆を封じ、武田氏の舊制を廢止して新政を行ひ、領民を酷使したので、領民大いにこれを怨みつゝあつた。所に同年六月信長本能寺の變、甲斐に傳はるや、群民蝟集して秀隆の邸を襲ひ、遂に、之を虐殺したのである。で國中大に亂れ、關東の北條氏康は機に乗して、甲斐を奪んとしたから、同年七月、徳川家康は大須賀康高を先驅として、酒井忠次等を甲斐に入れ、武田氏の遺臣を撫けて、北條氏と和し、國中を鎮撫したのである。即ち此時家康が其鎮撫の一方法として、神社佛閣の領地をも武田氏時代に復したのであつた。右文書は即ち此時の文書であることは年號は勿論、文面からも窺はるのである。尙、此時武田氏の遺臣 飯田久左衛門の女

『須和』が、同遺臣 神尾久宗の妻となつて、一男猪之助を生んであつたが、久宗戦死と共に寡婦となつたから、此の猪之助を抱き、家康に謁したので、家康は母子を憐み母子共にこれを引取つて養つた、『須和』とは、後らの阿茶局のことである。状態かくの如くであつたから、莊内藩主の先祖である酒井左衛門尉忠次も、彼の栗田鶴壽の寡婦『福』を入れて妾となし、遠江國濱松に歸つたのである。福が後に松平甚三郎久恒を生んだこと前述の通りである。此の忠次が福を妾となした後は、栗田氏の一子即ち甲府善光寺の永壽光寛に對しても色々面倒をみたのであつた。其時の資料として、忠次から永壽光寛の被官一徳に與へた文書が、莊内酒井侯（山形縣鶴岡市酒井伯爵家）に現存して居る。即ち左に掲ぐ

酒井忠次書狀

尙以永壽殿之儀何向にも無沙汰不可有之候貴

所_レに具に任置候

永壽殿進退之儀彌無如在引立可申事内々之異見を貴所可爲計候自余之申様有之間敷候但不及分別儀有之者可加下知候 恐々謹言

五月廿八日（年號不明）

酒左

忠次（花押）

一 徳

參

同上

尙以栗田殿之事無沙汰申間敷候何にても可被申越候

永壽殿之儀被申越候少も如在不存候萬事異見之儀貴所任置候近日其表爲仕置下候而面に而可申達候替事候者可承候 恐々謹言

三月五日（年號不明）

酒左

忠次（花押）

參

附言此文書二通は、元大須賀文書といつて酒井侯臣、大須賀氏にあつたのが、明治時代になつてから、酒井伯爵家に譲られたものである。で大須賀氏時代には、此文書を善光寺の眞の本尊なりとして、祀つてあつたらしいやうでもある。尙、此大須賀氏の家系は、大須賀一徳齋といふて、下總國原美濃守の父能登守と共に、甲斐武田氏に仕へたといふやうにあるが、果して眞實か、それは疑しいものである。尙又此大須賀家系といふものを見ると、甲陽軍鑑を底本として、徳川氏臣大須賀五郎左衛門康高(遠江國横須賀城主、横須賀城は高天國へ徳川氏の將として入、神城に對して居る。又た康高は甲斐つたことは前述の如し)の傳記を以て、彩色したもので信用するに足らないものである。つま

り栗田氏の被官で彼の堂妙坊、堂照坊の徒で

あらうと思ふ。

(六)羽柴秀勝文書

善光寺小御堂坊中并屋敷方佛供田油免其外諸法度之儀任先例之旨可爲栗田計條不可有他綺者也仍如件

天正十八年十二月六日

秀 勝(花押)

栗田永壽殿

註 羽柴秀勝は徳川家康と更つて天正十八年七月(三月カ)より天正十九年二月まで、甲斐國を領して甲府城主であつた、此文書も甲府時代なること明である。

(七)加藤光泰文書

善光寺小御堂坊中大門左右屋敷方并爲毎日之佛供田七拾俵之所於于板垣之内令寄附事佛法興隆寺家破壊之再造無油斷可被申付者也仍如件

天正二拾年二月日○日 付ナシ

光 泰(花押)

栗田永壽殿

(善光寺研究 一四一頁參照)

註 加藤光泰は羽柴秀勝と更つて、天正十九年四月より甲府城主となり、朝鮮役の際、文祿二年八月軍中にて歿した。此文書申板垣とあるは、現今の甲府のことである。て此文書も甲府時代なること無論である。

(八) 淺野幸長文書

善光寺小御堂坊中大門左右屋敷方貳百九拾壹俵八斗并爲毎日之佛供田七拾俵之所於板垣之内令致寄附訖佛法興隆寺家破壊之再造無油斷可被申付者也
仍如件

文祿三年十二月廿八日

左 京(花押)

栗田永壽殿

註 此文書は、莊内侯臣栗田氏の覺書及び莊内地方にある古記録に據れば、眞田左京といふものゝ文書の如くあれど、花押を檢するに、淺野幸長の文書なること明である。淺野左京大夫幸長は淺野彈正少弼長政の長子で、長政が加藤光泰の死去後、文祿二年十一月甲府の城主となつて、其子幸長と共に甲斐國一圓を領し慶長五年十月關ヶ原役後和歌山に移つた。此文書も甲府時代なること無論で、文書中、板垣とあるは甲府のことである。

善光寺本尊と其文書(國分)

以上の古文書外此栗田氏には左記の如き古き覺書がある。

栗田家覺書

- 一 尾宮ノ證書アリ 慶長八年也
- 一 信州堀内ノ城
- 一 皇極天皇ヨリ賜ル
- 一 上杉へ仕へタルハ光康也 光康ハ鶴壽ノ弟ナリ
- 一 然廓坊秋田
- 一 横田備中守二郎兵衛ヨリ栗田傳右衛門へ書面二月十六日付
- 一 攝津守殿へ被召出ノ喜ヒ長谷川權左衛門末松吉左衛甚三郎等ノ名アリ
- 一 同人ヨリ松平甚三郎宛書面 同日付
- 一 大勸進ヨリ栗田傳右衛門様宛書面 永壽二月三日死去ノ通報二月十五日付也
- 一 くわんき様ほんくわん出返事病氣見舞

註 「尾宮ノ證アリ、慶長八年」とあるは何事であるか、不明であるが、信濃國東筑摩郡には麻績(イ麻績)、尾見、小味等の地名あり、又同國伊那郡にも麻績といふ地名見ゆ、此伊那の麻績郷には、善光寺本尊が信濃國で最初に安置されたといふ傳説ある。座光寺の遺跡がある。て尾宮を『ナミ』と讀むのなら尾見、小味、麻績同音になるから、善光寺と何か關係ありそうな事である。(慶長八年とは、大久保石見守が大觀進大本願兩名宛に與へた慶長八年霜月八日の朝日山に關する文書かも知れぬが、又莊内侯栗田氏に現存の慶長八年四月廿四日付の差出人も宛名も不明の平假名書きの書狀かも知れぬ、此書狀後に掲ぐ)。

「信州堀内ノ城」とは、又何れの地であるか不明であるが、倉光清六氏の説に據れば「堀内」とは「藪」の意にて開墾地のことならんといふのであるから、予は此「堀内」も長野善光寺の近傍の固有地名でなく、俗稱の地名ではないかと思ふのである。

「皇極天皇ヨリ賜ル」とあるは、何を皇極天皇から賜つたか不明であるが、予は例の善光寺本尊の阿彌陀如來像を賜つたといふ傳説のことであると推察して居る。

「上杉へ仕へタルハ光康也 光康ハ鶴壽ノ弟ナリ」とある、此上杉とは越後國上杉氏のこと、光康とは上杉氏に屬したといふ大御堂の里栗田のこと、即ち栗田刑部永壽のことであらうと思ふが、確證がないから斷定は出来ないが、光康は鶴壽光久の弟ではないらしい。(刑部永壽の事は後に説く)。

「然廓坊秋田」此項は全く不明である。

「横田備中守二郎兵衛ヨリ栗田傳右衛門へ書面二月十六日付」の、横田備中守」とは横田甚左衛門尹松の嗣子次郎兵衛述松の事、母(尹松の妻)は山縣三郎兵衛昌景の次女で、即ち栗田鶴壽の妻『福』の妹で永壽の母である。福のことは前にも一寸述べたが後に委しく説く。

「書面二月十六日付」とは如何なる書面であるか不明であるが次の項より推量すれば、栗田傳右工門久吉が、莊内酒井侯に仕へたことに關しての書面かも知れぬ。尙此事後に説く。

「攝津守殿」云々の項、攝津守とは、莊内酒井侯第四代攝津守忠當のこと、長谷川權左工門とは莊内藩家老長谷川權左衛門正之。又た末松吉左衛門とはこれも莊内藩家老末松吉左工門公俊。尙又、甚三郎とは松平甚三郎久恒のことであらう。で此項は傳右工門久吉が莊内侯に仕へたに就て右三名から祝ひの書狀があるといふ意であらう。

「同人ヨリ」云々の項は之亦不明であるが、蓋し前項仕官に關する書面のことであらう。「大觀進ヨリ」云々の項は永壽が長野寛慶寺にて死去に關する書面である。

「くわんき様」云々の項「くわんき様」とは寛喜のこと、即ち永壽の法名である。「ほんくわん」とは「本願」即ち大本願のことであらう。但し文簡なるが爲に確然たる要領は得られないが永壽の病氣に關する事項であることは勿論である。

以上數通の古文書に據て、善光寺の眞本尊は、

天正九年七月四日より文祿三年十二月廿八日まで
は、確實に甲府にあつたことを了解するゝてあら
う。然らば何年頃まで甲府にあつたかといふに史
上では豊臣秀吉が靈夢によつて甲府善光寺本尊を
京都大佛殿で開帳したといふ慶長二年までは確に
あつたと云はれて居るが、予は甚だ疑しいと思つ
て居る。そは慶長二年六月十五日付豊臣秀吉の善
光寺本尊上洛に就ての傳馬朱印狀（善光寺研究
一八〇頁參照）の
文面を見ても、「舜舊記」慶長二年七月十八日の項
及び、「家忠日記追加」慶長五年庚子三月小九日の
項、「當代記」慶長三年八月十六日の項を見ても栗
田云々といふやうな文句は一字一句もないもので
ある。更に然らば善光寺の本尊は如何にしたかと
いふに、予の考へては、文祿三四年頃より彼の武
田、徳川氏等の古文書と共に眞の本尊は、——小
御堂の祕佛——酒井忠次の妾となつた永壽の母
『福』が永壽幼年の爲に保管しつゝ濱松又た静岡

に移して祕藏し保護したものと思ふのである。而
して福は忠次が京都に上洛した後には於ても静岡に
居り、元和元年六月十日死去するまで保管して居
つたものではないかと思ふ。扱また福は何故に靜
岡に居つたかと云ふに、福の子である松平久恒や
福の親族であつた横田尹松等の關係上、静岡に居
つたものと予は思ふのである。蓋し此事は確な證
據がないからほんの推測である。それに善光寺本
尊が京都へ上洛する時は花々しかつたが、豊臣秀
吉の薨去に遇ひ、京都を下る時は何れの土地へ歸
つたか不明な位、急、且つ有耶無耶に、信濃國長野
へ歸つたらしいのである。（舜舊記、家
忠日記參照）次に其後永
壽光寛が成長してから、長野善光寺に浪浪中死去
したといふことは、何を意味して居るかといふに、
予は左記の通りに考へて居る。
永壽光寛が長野善光寺に於て、大勸進、竝に、
大本願よりあまり優待されずに、正保四年二月三

日長野善光寺の寛慶寺にて死去したといふことは此永壽光寛が善光寺の眞本尊である小御堂の祕佛阿彌陀如來座像と之に附屬した彼の武田徳川氏等の古文書類をも所持して居なかつた爲ではないかと思ふのである。て若し永壽光寛が所持して居つたならば、莊内侯へ仕へた永壽光寛の子傳右衛門久吉が所持し傳來する筈がないではないか。此一事から推測しても永壽光寛が所持して居ないことが確である。此の傳右衛門久吉の莊内侯へ二百石で仕へたのは、承應元年で酒井侯第四代攝津守忠

當の時代で、家老の松平久恒、同長谷川正之、同末松公俊等の周旋である。久恒は承應元年九月廿二日に死去して居るから久吉が仕官したのは、此九月廿二日より以前であらうと思ふ。因に莊内地方では酒井侯第三代宮内大輔忠勝が信濃國松代に元和五年より元和八年まで居つたから、此時代に長野善光寺から善光寺の眞本尊を栗田氏と共に

移したのであるといふて居るが、是は全くの間違である。尙口繪にある松平久恒の文書は、此松代時代のものと予は推定するのである。

松平久恒書狀

尙々たよりいそぎ候間早々申候

ひんきながら申候仍九郎兵衛はたか遣なから、爰

えまいるへく候貴殿はまづ〜今度は此地へ御越

候事御無用に候其儀は權左殿こゝもとにい申され

(ず脱カ)候間いらさる物に候權左もとられ候てよ

り御越可有候 恐々謹言

七月二日

松甚三郎

久恒(花押)

栗傳右様

(慶應義塾圖書館藏)

註 九郎兵工は何人か不明なれど栗田氏の使用人であらう。權左とは長谷川權左工門正之即ち酒井侯の家老て久吉を周旋した人。松甚三郎久恒は即ち松平甚三郎久恒のことて久吉母方の叔父で、即ち酒井忠次の子なること前に述べた。後ち酒井侯家老の筆頭となつた、同じく久吉を周旋した人。栗傳右は即ち栗田

傳右工門久吉であることは勿論だ。て此文面から推測して、年號はないが、酒井侯が松代時代であると思ふのである。即ち松代と甲府又は長野とは、鷹狩しながら往復し得るに都合よき距離だからである。尤も久吉は予の考へては、祖母の福が死ぬ迄では、此の祖母の側に居つたが、祖母死去後は、甲府の善光寺附近に舊關係を辿つて父永壽とも別れ獨り居つたものではないかとも思ふが、是又資料がないから何んでも確定出来ないのは洵に残念である。

扱て栗田永壽光寛は、慶長八年頃は如何にして居つたかといふに、此莊内侯臣栗田氏に左記の如き平假名變體假名交りの書面がある。差出人も宛名も不明であるが、他の平假名、變體假名交りの書狀と比較すると、大本願からの書狀らしいのである。(栗田家覺書の項中「慶長八年」)とは此書狀の事かも知れぬ)

善光 衆 景勝 年別 當
 一せんくわう寺のくりこゑいしゆかけかつへたき
 仕 如 來 年 別 當
 ゆつかまつり候ゆへにによらいに三ねんへつと
 なく候事ちんしゆうなり
 本 願 御 願 天 下 上 我 等 別
 一ほんくわんおたのみてんかへ申あけわれらへつ
 當 致 子 孫 於 恩 忘
 とういたし候へばしそんにおいて此おんわすれ

善光寺本尊と其文書(國分)

申さましく候 間敷
 其 爲 内陣 納 物 半 分 見 當
 一そのためにないしんのおさめものほんぶん見と
 せんも四ツにわり一ぶん行候へく候
 先 祖 於 入
 一せんそにおいてもはり申候おくのたなも此たひ
 返
 かへし申候
 裏面へ

御堂 領 百 石
 一見とうの寺りゆう三ひやくこく

一なかのかうと 門 前 屋 敷 寬 喜 屋 敷
 一もんせんやしきさくわんやしき 上 段 小 御 堂 屋 敷

一上たんのこ見とうやしき 阿彌陀 本 願 計 前 如
 一あみたちそうほんくわんはからひまへのことく 少 綺 亂 有 間 敷

すこしもいらんあるましく候 如何 様 天 下 肝 煎 宜 賴
 いかやうにもてんかへ御さもいりよろしくたのみ

申候 慶 長
 きゆうちう八年也四月廿四日

註 假書であるから意味の通じない所もあるやうだが、此書狀に據れば、慶長八年より三年前、即ち慶長五年(關原役)より

此慶長八年までは善光寺の別當がないことが判明し、又た別當が缺けて居るから大本願で別當代理をして、善光寺へ奉納する、金穀等を大本願と、莊内侯栗田氏と部分けをしやうじやないか、而して此事を天下様即ち時の將軍家(徳川氏)へ頼うじやないかといふ虫のよい書面のやうである。

右の書狀の他に永壽光寛の病氣中、江戸の本願から寛喜即ち永壽光寛へ宛た書狀がある。即ち左に大本願書狀

こま^細く^文との御ふみくたされかす^數かたしけ^忝なく^無存^參さん^{三々}御わつら^煩いのよし^由承^折給候てかす^數御せうしく^{笑止}そんじま^存らせ候せつかく^角御やうしやうなされ候へて御^養こしなされ候御ふみてん^文右衛門^傳殿^持のへもたせ候て^進しんし候得ばわたくし^私かたへ^方御越しにて^御あいな^會され^夫それよりの御わつら^煩ひにつき^付御いとま^暇おもら^御い候ても一^暇えん^出御ひま^兼なき^語御ほう^奉かう^公にて御さ^御まく^御ひ^語まいてか^語ね候はんと御物かたり^語なされ候

めてたくかしこ

返^可かへす^氣御さあひ^合ひよく^宜御やうし^養ゆうな^生な^成れ^候へく候

御返事

寛喜 くわんき様

江戶より 本願 ほとん ほんくわん

註 書狀例の假名書にて不明の所もあるが、永壽光寛の病氣見舞の書狀であることが大體判明する。莊内侯臣栗田氏覺書にある「寛喜様本願出返事病氣見舞」といふ一項が即ち此書狀のことと思ふ。

次に大勸進から栗田傳右衛門久吉宛の書狀二通と同しく久吉へ回響といふもからの書狀一通を左に掲ぐ。

大勸進書狀

破損

て殊更見事之瓜十五御送被下候寔御心之段忝存候口御煩之由努々不存以夫も不申入無音心外之至候猶期面上萬可申達候 恐々謹言

六月十六日

(全昌よりカ)

本田傳衛門様

大勸進

註 「御煩之由」とは、永壽光寛病氣の事ではないかと思ふ。
本田は栗田一に西本田ともいへること口碑にある、故に西本田の西を略して、單に本田と書けるものであらう。

大勸進書狀

破損

氣色千萬無心元存候無申迄候へども

御養生專一候ちとは御氣も能候はゞ與市郎所へも折々御出御談合尤に候(何事も宜敷候以上カ)

尙々幾志與市郎此方に被居候間(於御隙者待候以上カ)

一筆令啓上候然者信州へ御歸之後預早々御出奉御尋候得共致他出不懸御目無念之至存候將又拙僧所に幾志與市郎殿被居候其様に可懸御目之由に御座候間於御隙者御出奉待候委者期面上之時候

恐惶謹言

三月廿五日

(花押)

栗田傳衛門様

信州 大勸進

註 此書狀も永壽光寛の病氣に關する書狀であるが年號不明なのは殘念である。

善光寺回譽書狀(大勸進カ)

尙々申上候貴様御息災に御座候哉先に可申候永壽は極月下旬より御煩被成二月三日往生候て御座候臨終能々すゝめ申候かいかにも正念にて往生をとけ被成候間御心安被下思召候戒名は柏心永壽と申候間其分御心へ尤に存候定て萬事御殘多可思召と令推量存候其地御手すきも御座候はゞ風子御來儀所希之候

便に而一書令啓達候仍寛慶寺にて御對面之後は終に(たてカ)音問候我等寛寺へ移相在候つれ共(大屬カ)致候隱居申二三年前平助殿より屋敷借用致今日迄も罷在候可然係之無之儘以書狀不申背本意存候何抑尊面之折節萬々可貴意候條以上

二月十五日 回 譽(花押)

仍信州善光寺

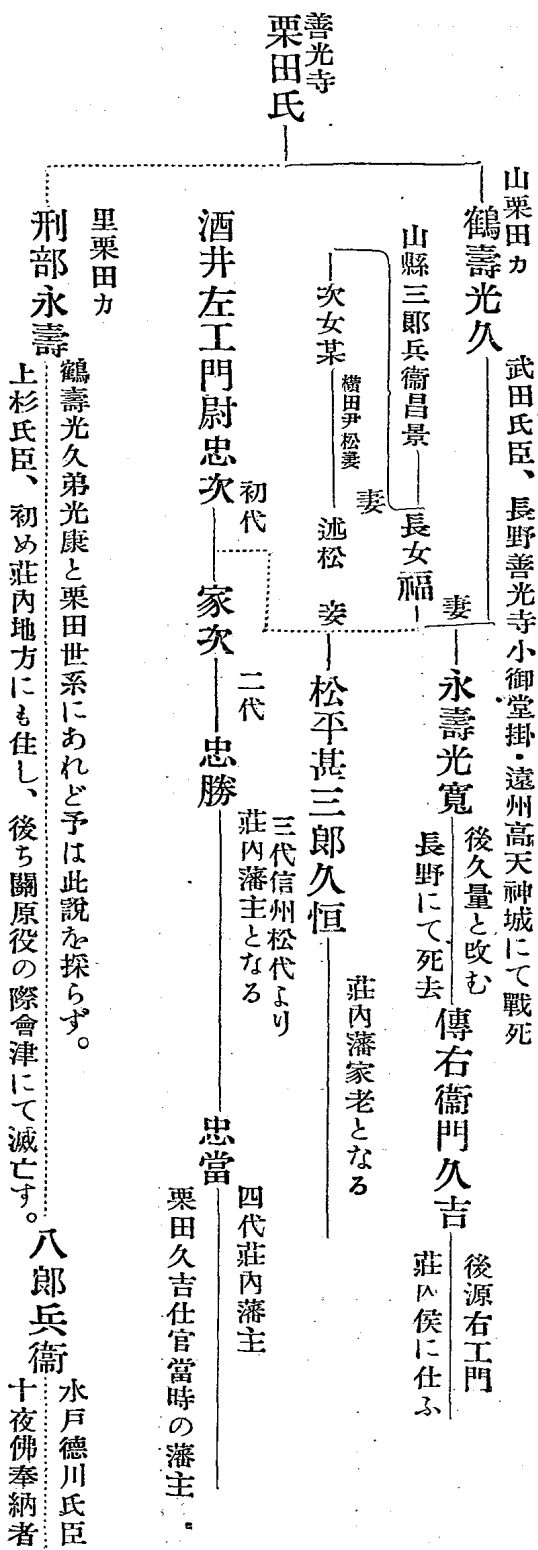
たい。(永壽光寛の法號が莊内侯臣栗田家系に記載せるものと此回譽の通知とは異つて居るが本編に必要なから此考證を除く。)

栗田傳右門様

人々

註 此書狀は莊内侯臣栗田氏覺書にある、「大觀進ヨリ栗田傳右工門様宛書面 永壽二月三日死去ノ通報二月十五日付也」とある項の書狀なること勿論である。故に、予は永壽光寛が長野の寛慶寺にて死去した月日を此回譽の通知に據るのである。但し年號不明なるは残念だが、予は、正保四年亥二月三日と確定し

以上五通の古文書(讀み誤りもあらうが)に據つて、莊内侯に仕へた、栗田傳右衛門久吉の父永壽光寛が、長野寛慶寺に於て、死去した事が判明したので、あるから次に越後國上杉氏に屬した刑部永壽といふ者に就て少しく説いて置く。先づ便宜の爲め栗田氏の畧系を左に。



莊内酒井侯に仕へた、栗田家系の系圖には、鶴

七月十五日

景勝

壽に弟がないやうになつて居るが、此栗田氏の古

栗田永壽老

き覺書(前掲参照)には「上杉へ仕へタルハ光康也光康

ハ鶴壽ノ弟ナリ」とある。で此覺書が正當なもの

とすれば、家系の系圖が誤つて居ることになるが、

何れが正當であるかは、今の所他に傍證がないか

ら確定する事は出来ない。だが越後上杉氏の臣に、

栗田刑部永壽といふものゝ居つた事は、左記の文

書で確實である。

管窺武鑑 第五卷 「藤田能登守佐渡へ渡海の事」

の項に上杉景勝より栗田永壽宛の書状が掲げてあ

る。即ち左に

上杉景勝書状

如注進旨其地著岸以降毎日至敵地相働之由勞身

無非候 殊以去七日於河原田表遂一戰敵徒多

討取之得勝利之趣欣悅候彌々一功有之様可相稼

事肝要候 謹言

とある、此書状の原本は今何處にあるか知らない

し、又た年號も不明であるが、天正十二年頃であ

らうとは、斯道の人の話である。こゝで注意すべ

きは宛名栗田永壽老の『老』の字で、此の『老』字

から推測して、此の永壽は、天正には相當の年配

であらうとの事である。で栗田鶴壽光久の弟光康

であるならば、鶴壽光久は天正九年三十一歳で戦

死したが、此天正十二年には、三十四歳になる譯

であるから、刑部永壽も三十四歳以下でなければ

ならぬ筈である。然るに景勝が刑部永壽に對して

老といふ宛名の敬稱を用ふるのが、此時代の習慣

であるならば、兎も角三十四歳以下の青年に「老」

字の敬稱を用ひるといふことは甚だ解し難きこと

である。で予は此刑部永壽は鶴壽光久の弟光康で

はなく、勿論鶴壽光久の子永壽光寛とは全く別人

て、鶴壽光久の別系、たぶん分家の家で里栗田と稱して、善光寺の大御堂、即ち禮拜堂ともいふべき普通の參詣者が、參詣する所の掛の家筋であつたらうと思ふ、尤も何年頃から上杉氏に仕へたかは不明であるが、予の考へては、川中島役の頃からであらうと思ふ。而して此の刑部永壽は天正十九年九月頃には莊内地方(山形縣鶴岡市地方)に居つた。其證に長東正家等連名の左の如き書狀がある。

長東正家等書狀

天下靜謐爲御仕置去ル年被出御馬奥州平均被仰付候之處、於九戸藤島一揆之殘黨有之由更以無其曲候早々可有御對治候猶直江山城守方へ申遣候間可被得其意候 恐々謹言

九月廿四日○天正十九年

長東大藏少輔 正家

増田右衛門尉 長盛

石田治部少輔 三成

宮部 法印 繼潤

松本伊賀守殿
志駄修理亮殿
芋川越前守殿
栗田 永壽殿
木戸 元齋殿

(山形縣史卷一)
七八〇頁參照)

註 こゝに九月廿四日とあるのは、天正十九年にして豊臣秀吉が陸奥國九戸、出羽國藤島(山形縣鶴岡市附近)の一揆の殘黨を誅させた時の書狀である。宛名中の栗田永壽は、即ち上杉景勝の臣栗田刑部永壽である。蓋し此時代此の藤島地方、即ち莊内地方は、越後國上杉氏の領地で、栗田刑部永壽は藤島城又は添川城(藤島城附近)に居つた。因に添川城附近の三ヶ澤村に善光寺といふ寺がある、寺傳には酒井忠勝が、信濃國松代から出羽國莊内鶴岡へ轉封の際、長野善光寺の眞本尊を遷したのであるといふて居るが、此寺の本尊は阿彌陀三尊像で、現在の長野善光寺前立本尊の阿彌陀三尊像と同型で全く新しき佛像であるから、寺傳を鵜呑にはいけない。尙、予の考へては、此三ヶ澤善光寺は、上杉氏に仕へた栗田刑部永壽の關係があると

思ふが、確たる資料のないのは、洵に残念である。

上杉氏に仕へた栗田刑部永壽が、刑部と稱した

證據と、上杉氏が越後國より會津に轉封した時、

此の刑部永壽も、莊内地方より會津地方に移つた

其證として上杉氏臣直江兼續の書狀拔書を左に掲

ぐ

直江兼續書狀

覺

一畧之

一畧之

一畧之

一此中御意候築川城とりかへられ候儀當城と白石

之つなきにも相成又は築川のかほりにも可相成

地形御覽しつ(伊達)もり政宗無事可相濟休に申來候は

ば、急御普請に御取次可然候左様に候は、栗刑

も可被相招候事付城引つめられ二三百にて可相

抱御分別專一候

一畧之

以上

九月三日○慶長四年カ

本庄越州様

參入々御中(山形縣卷史一八四五頁參照)

直江兼續

さて右の栗田刑部永壽は、前にも述べた通り慶長五年關原役の前に、徳川氏に内通して、上杉氏に反いたので、刑部永壽一家は上杉氏の爲めに會津の八丁野目にて一家四十餘人皆殺の難に遭つて、此家は此時全滅した。因みに水戸徳川氏に仕へた栗田八郎兵衛は、此子孫ともいふがこれ亦確たる資料がなく、單に口碑のみである、故に元祿時代柳澤保明が、長野善光寺に奉納したといふ十夜佛が、此水戸徳川氏の栗田氏に傳來といふのであるが、信用することの出來ないのは前述の通りである。

尙又、本編の初めに述べた通り米澤上杉伯爵家

祕藏といふ善光寺如來像は或は此の刑部永壽を麤殺した時に、此家に傳來の佛像を沒收して、祕藏したのかも知れぬが、確證がない故、一説として茲に掲げて識者の參考に供する次第である。(終)

(昭和二年諒闇中之紀元節)

追 記

國 分 剛 二

「牛にひかれて善光寺參り」といふ俗説がある、此「牛うまにひかれ」と「白うすにひかれ」とは其語呂がよく合つて居るではないか、白は即ち阿彌陀如來が座して居る白型の蓮辨臺座の事として考へて見ると、口繪の阿彌陀如來座像が愈々善光寺の眞の本尊であると確定出来るやうな氣がする。

昭和二年三月十五日校正夜